

# 介護保険住宅改修のしおり（鶴岡市）

※工事着工前に必ず介護支援専門員（ケアマネジャー）等にご相談ください。

令和3年4月1日改訂版

1. 対象者 介護保険の要介護・要支援認定を受けていて、現にその住宅に居住し住民登録を行い、次項の改修（新築・増築は含まない）をした者（介護保険施設入所者は対象外）。
2. 種類 (1) 手すりの取付け  
(2) 段差の解消  
(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更  
(4) 引き戸等への扉の取替え  
(5) 洋式便器等への便器の取替え  
(6) 上記(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修  
※ 福祉用具の貸与・購入により給付を受けられるものは除きます。  

ただし詳細については、
3. 支給限度基準額 (1) 一人の被保険者に対する一住宅における工事費は20万円まで対象（最高支給額は20万円の9割、8割または7割＝18万円、16万円または14万円）。  
(2) 20万円を超えた場合は、その住宅に対しての二度の申請はできません。ただし、二度目の着工時の要介護度が初めて住宅改修を行った時点に比べて3段階以上悪化した場合は、例外の取り扱いがありますので別途ご相談ください。
4. 該当要件 (1) 着工日以前に要介護・要支援認定を受けていること。ただし、認定は要介護認定申請日まで遡るので留意してください。  
(2) 着工前に書類審査を受け（事前申請）、「居宅介護（介護予防）住宅改修承認決定通知書」の交付を受けてから着工した工事であること。ただし、やむ得ない事情がある場合（\*）を除く。  
(\*)やむ得ない事情がある場合とは、入院又は入所者が退院又は退所後の住宅での受け入れのため、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合等、住宅改修を行おうとするときに申請を行うことが制度上困難な場合等をいう。  
ただし何らかの理由で退院又は退所できなくなった場合、住宅改修費の支給申請はできません。改修費用は全額自己負担となります。  
(3) 介護サービス計画を作成した介護支援専門員が、改修が必要と認めること。  
※介護サービス計画を作成していない場合は別途ご相談ください。  
(4) 工事完了時点で被保険者であること（介護保険施設や医療機関等に入所・入院していないこと）。
5. 必要な書類等  
事前申請時 (1) 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書  
(2) 介護支援専門員の理由書（住宅改修が必要な理由書）  
(3) 改修予定の状態が確認できるもの（撮影日が入っている改修前の写真）  
(4) 工事見積書（工事施工業者が記入）  
(5) 承諾書（所有者が記入押印）※所有者が被保険者本人のみの場合は不要  
事前申請後 (1) 居宅介護（介護予防）住宅改修工事完了報告書  
(2) 領収証（被保険者本人名義のもの）  
(3) 工事内訳書（工事施工業者が記入）  
(4) 改修後の状態が確認できるもの（撮影日が入っている改修後の写真）  
(5) 預金通帳（被保険者本人名義のもの）… 完了報告書に記載あれば省略可  
(6) 介護保険被保険者証 … 申請書に被保険者番号の記載あれば省略可  
※上記のうち(2)及び(5)は償還払いを選択した場合に必要なものです。  
受領委任払いを選択した場合は、(2)及び(5)に代えて下記のものが必要です。  
(7) 住宅改修費の請求及び受領に関する委任状  
(8) 住宅改修費費用負担区分明細交付申請書
6. 給付費の支払い  
・ 償還払いの場合 …被保険者は工事費を一旦全額支払い、申請後に介護保険給付分が支給されます。  
(申請日により異なりますが1～2ヶ月程度かかります)  
・ 受領委任払いの場合…被保険者は費用負担区分明細書に記載された自己負担分のみを工事施工業者に支払い、介護保険給付分は市から工事施工業者に支払われます。

問合せ先

鶴岡市 本所長寿介護課、各地域庁舎市民福祉課 25-2111(内線181)

## 厚生労働大臣が定める居宅介護支援住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類(参考)

### (1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。なお、福祉用具貸与にある「手すり」に該当するものは除かれる。

### (2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。ただし、福祉用具貸与にある「スロープ」又は福祉用具購入にある「浴室すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

### (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

### (4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とはならないものである。

### (5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。ただし、福祉用具購入にある「腰掛便座」の設置は除かれる。また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

### (6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

それぞれ以下のものが考えられる。

#### ①手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

#### ②段差の解消

浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

#### ③床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

#### ④扉の取替え

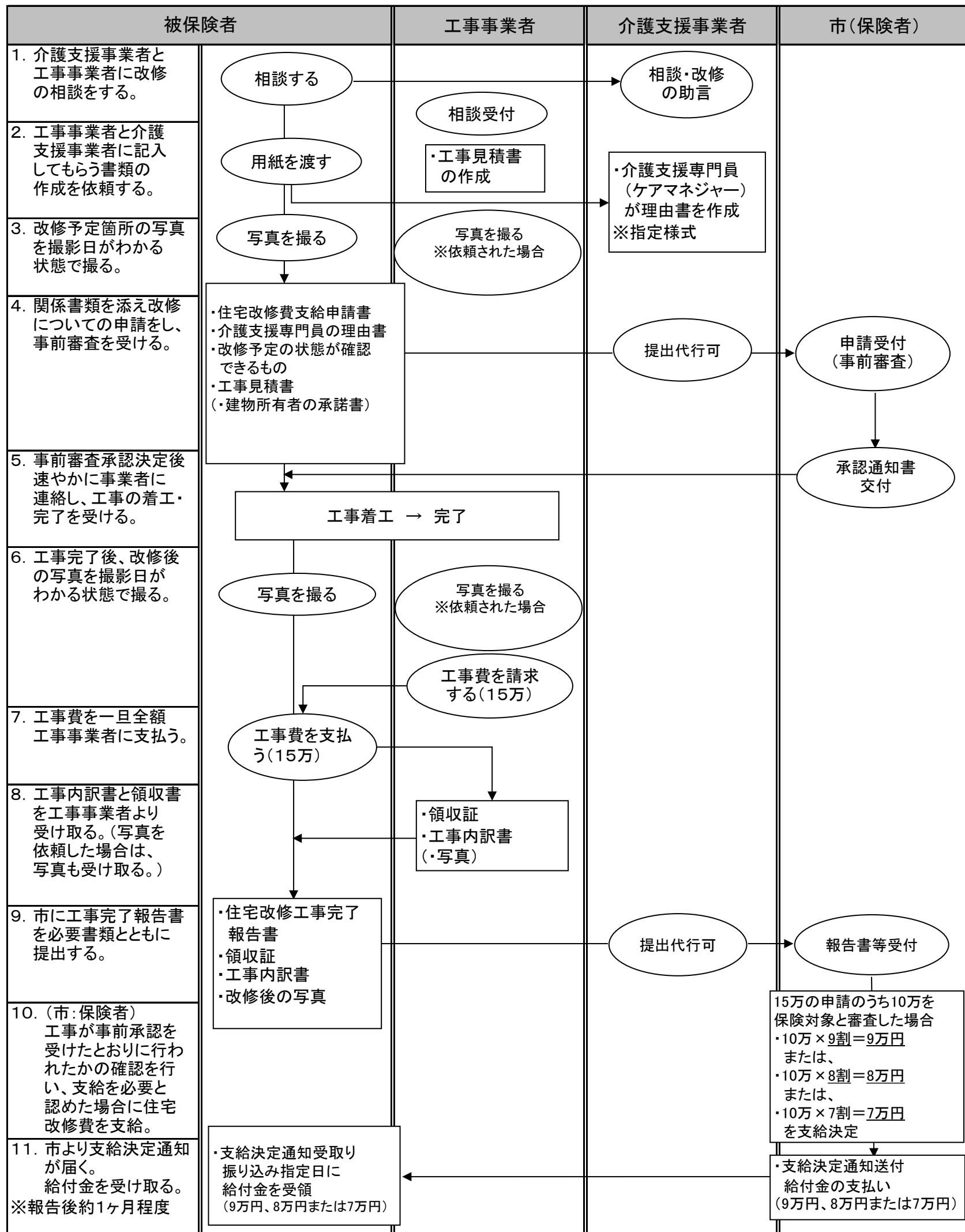
扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事

#### ⑤便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、便器の取り替えに伴う床材の変更

# 償還払いの流れ

例: 15万円の工事を行った。そのうち10万円分が保険対象となった場合。



## 受領委任払いの流れ

例 15万円の工事を行った。そのうち10万円分が保険対象となった場合。

